

名古屋市における土・日曜日のクラブ活動の実施方針について

【概要】

生徒に豊かなスポーツ・文化芸術活動を継続して提供していくために、名古屋市では部活動の見直しに着手しました。そして、生徒のニーズや時代の変化に合わせて、生徒が多様な活動に主体的に参加できる機会を確保することを目的として、令和5年度に名古屋市の活動方針を策定しました。

名古屋市の活動方針

- 令和7年10月から、休日の部活動を見直し、活動は大会参加等のみとする。これに併せ、学校施設を開放し、様々な主体によるクラブ活動を誘致する。
→**名古屋市における土・日曜日のクラブ活動**（以下「**土日クラブ活動**」という。）の実施
- 令和6年10月から、平日の部活動を見直し、10月～3月の活動は週4日×1.5時間とする。
- 平日の部活動については、今後、国の動向や休日の活動・地域人材の状況を踏まえ、地域活用を含めた見直しの検討を行うが、当面は、活動時間・日数の見直しに加え、外部人材の拡充等により、教員の負担軽減と指導者の育成を図る。

I 中学校部活動・土日クラブ活動比較表

項目	中学校部活動	土日クラブ活動
運営主体	学校	多様な団体（登録制）
指導者	教員、外部顧問・指導者	多様な指導者、希望する教員（兼職兼業）
参加者	当該校の中学生	名古屋市内在住中学生（高校生等も参加可）
活動場所	学校施設	学校施設、公共施設、民間施設等
費用負担	部費（実費相当）	月会費等
保険	日本スポーツ振興センター災害共済	自身の怪我等を補償する保険や個人賠償責任保険

II スケジュール

項目	令和7年度						
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月以降
団体登録	登録案内	申請受付・審査・承認メール					
専用ウェブサイト	専用ウェブサイトの構築				開設・各団体の活動メニュー等掲載準備		
学校施設使用申込					専用ウェブサイトから運動場・体育館・特別教室等の使用申込		
生徒参加申込						専用ウェブサイトから参加申込	
土日クラブ活動							開始

III 活動団体・指導者等

・活動団体

スポーツ・文化芸術活動を行うさまざまな団体（NPO法人、大学、民間企業等）が運営団体・実施主体（以下「活動団体」という。）となり、生徒に活動の場を提供します。保護者等が活動団体を設立することも可能です。

・指導者等、教員の兼職兼業

指導者又は指導補助者（以下「指導者等」という。）として活動したい方は、直接活動団体にアプローチしていただきます。

また、指導を希望する教員について、本務や心身の健康に支障がない限り、兼職兼業制度を用いて土日クラブ活動に参加できます。

・団体登録制

土日クラブ活動は団体登録制とします。活動団体は、名古屋市教育委員会（以下「委員会」という。）に登録申請を行い、審査を経て、登録証の交付を受ける必要があります。登録要件は、活動団体のスタッフは3人以上で構成すること、団体規約等を定め遵守していること等とします。

・研修等

登録申請を行った活動団体の指導者等全員が、委員会が指定する研修動画を受講し、かつ確認テストに合格しなければ登録証の交付を受けることはできません。

また、研修動画の他に、委員会が指定する研修も受講していただきます。

・保険

活動団体は、指導者等や参加者に対して、傷害保険や賠償責任保険に加入します。

・事故・トラブル対応

活動団体は、事故等が発生した場合は迅速に対応することとし、特に頭や胸を強く打った場合については、迷わずに119番通報を行います。また、活動中におけるいじめ等の生徒間トラブルについては、活動団体と委員会に対応します。必要に応じて学校等と情報共有します。

Ⅳ 活動場所

・活動場所

土日クラブ活動の活動場所は、公共のスポーツ・文化施設、民間事業者等が有する施設、中学校施設等とします。

・中学校施設の使用

土日クラブ活動の登録証の交付を受けた団体は、専用ウェブサイトから中学校施設を使用するための申込みを行うことができます。

使用可能日時は、土・日曜日の午前9時～正午及び午後1時30分～午後4時30分とします。

申込開始時期は、使用する日の属する月の2月前となります。使用料は、運動場800円/回、体育館等900円/回、特別教室等600円/回とします。なお、体育館で冷暖房設備を使用する場合は2,100円/回とします。

・中学校施設管理者

土日クラブ活動を実施する中学校施設について、委員会が中学校施設管理者を配置し、鍵の開閉や備品等のチェック等を行います。

Ⅴ 参加者

・参加者

名古屋市内在住の中学生とします。ただし、主な参加者が中学生であるときは、中学生以外の方も参加できます。

また、土日クラブ活動は中学校区の枠を超えて、市内全域から自由に種目を選び、参加できます。

・生徒の活動基準

生徒の活動について、原則土・日曜日どちらか1日は休養日とし、1回の活動時間は3時間を上限とします。ただし、大会参加等で土・日曜日両方とも活動に参加する場合は、原則翌週の土・日曜日は休養日とします。

・月会費等

各団体の活動を持続可能なものにするため、会費制とし、参加者にご負担いただきます。

なお、経済的理由等により、参加が困難な生徒の保護者の負担を軽減するため、一定の条件を満たす場合は、令和7年度は12,000円/年を上限として参加に要する費用の一部を本市が支援します。

Ⅵ 専用ウェブサイト

・専用ウェブサイトの構築・運営

生徒と活動団体をスムーズに結びつけるため、土日クラブ活動を一元的に管理する専用ウェブサイトを構築し、生徒が多様な活動メニューの中から興味のある活動に気軽に参加申込できる環境をつくります。

